

そんなあなたは「労働者」

－労働者性の否定を許さない集会－

2010年8月26日、個人請負形式の契約のもとで就業する者の労組法上の労働者性を否定する判決が東京高等裁判所により言い渡されました（ビクターサービスエンジニアリング事件）。前年にも、労組法上の労働者性を否定する高裁判決が相次いで言い渡されています（INAXメンテナンス事件、新国立劇場事件）。これらの判決は、いずれも就労実態を十分に検討することなく、契約形式に拘泥したものであり、憲法上国民に保障された労働基本権を脅かすものであると言わざるを得ません。これらの事件はいずれも現在最高裁で争われており、高裁の判決を正す判断を勝ち取るべく、運動が盛り上がっています。

上記3事件の争点は労組法上の労働者性ですが、近年の雇用形態の多様化・非正規労働者の増加の中、この問題は労組法のみにとどまらず、労基法や労働契約法を含めた労働法上の「労働者」とは何かが問われるようになってきています。これに伴い、厚生労働省では2010年11月より労使関係法研究会を開催し、労働者性について検討を始めています。

当弁護団では上記高裁3判決の是正を求める決議（10年11月）を発表しており、当弁護団員も上記3事件を含め、労働法上の労働者性が争われる事件に取り組んでいます。

このたび、具体的事件を通じて労組法上の労働者性を中心としつつ、広く労働法上の労働者性につき討議する場として、下記集会を企画しました。各界各層からの多数の御参加を得たく、御案内申し上げます。

～．～

日 時 2011年3月4日（金）
18時00分～20時00分（17時30分開場）

場 所 総評会館2階大会議室（裏面地図参照）

参加費 無 料（事前申込要・先着順）

内 容

- | | | |
|------|------------|-----------|
| 1 報告 | (1) 基調報告 | 日本労働弁護団 |
| | (2) 3事件の報告 | 当該労組より報告 |
| | (3) 他事件の報告 | フリーター全般労組 |
| | | ソクハイユニオン |
| | | その他要請中 |

2 討議と会場発言

3 集会アピール

2011. 3. 4参加申込書

ご氏名: _____ (ご所属)

連絡先 〒 _____

ご住所（自宅／所属先） _____

TEL: _____

FAX: _____

【申込先】 日本労働弁護団 (<http://roudou-bengodan.org/>)

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館内 → FAX: 03-3258-6790

* この申込書をこのままFAXもしくは上記住所へ郵送でお送り下さい。